

平成28年4月6日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

教職員の服務規律の確保について（通知）

日頃から、子どもたちの輝かしい未来のため学校教育の質を高める取組に尽力されるとともに、適正な学校管理について配慮されるなど管内教職員への指導にお努めくださり、誠にありがとうございます。

さて、教職員の服務規律の確保については、従来から教職員に対し機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、誠に遺憾なことに教職員による不祥事が後を絶たず、特に平成27年度には窃盗、盗撮、生徒への不適切な対応などの事例が連続して発生しました。年度末には特に、県立高等学校講師が無免許のまま自動車を運転したうえに、学校に対しては、運転免許証等を偽造するなどして、発覚を免れようとする事案が発生し、懲戒免職処分を行ったところです。

平成27年度の懲戒処分件数は7件（懲戒免職4件を含む）と、平成26年度の6件を上回り、県民の皆様の公教育に対する信頼を著しく損なう危機的な事態が継続しています。

私たち公務員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならないことはいまでもなく、特に教育公務員は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、児童生徒の模範となる行動を示す立場にあることから、より高い倫理観が求められており、自らの使命と職責を自覚し、服務規律の厳正な確保に努めなければなりません。

そのためには、すべての教職員一人ひとりが、これまでに発生した不祥事を決して他人事とせず、自分たちの課題として真摯に受け止め、校内研修等を通して各職場で共通認識を図り、不祥事の根絶に向けた取組を徹底して行っていくことが必要不可欠です。

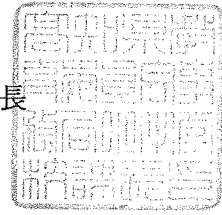
つきましては、新年度を迎えるに当たり、別記の事項を踏まえ、貴管内の教職員に対する指導を一層徹底し、不祥事の未然防止と教職員の服務規律の確保について、厳正を期してください。

また、別記の事項の内容について、貴管内の教職員にも十分に周知していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

平成28年4月4日

各市町村（学校組合）教育長 様

小 中 学 校 課 長



教職員の服務規律の確保について（通知）

日頃は、本県教育の振興にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

教職員の服務規律の確保については、機会あるごとに注意喚起を行ってきたところですが、教職員による不祥事が後を絶たず、県民の皆様の公教育に対する信頼を著しく損なう危機的な事態となっています。

このような中、県立高等学校の臨時的任用教員が長期間にわたり、無免許、無車検及び無保険のまま、自家用車を運転するとともに、運転免許証等の写しを偽造して学校に提出していたことが発覚しました。この臨時的任用教員については、平成28年3月30日付けで免職とする懲戒処分を行い、併せて県教育長より各県立学校長に対し別添写しのとおり「教職員の服務規律の確保について（通知）」の通知文書を発出しました。

私ども教育関係者は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、児童生徒の模範となる行動を示す立場にあることから、より高い倫理観が求められており、自らの使命と職責を自覚し、服務規律の厳正な確保に努めなければなりません。

そのためには、すべての教職員一人一人が、これまでに発生した不祥事を自分たちの課題として真摯に受け止め、不祥事の根絶に向けた取り組みを徹底し、県民の皆様の信頼回復に努めていくことが不可欠です。

つきましては、各市町村（学校組合）教育委員会、各学校におきまして、すべての教職員（臨時的任用職員、非常勤職員を含む）一人一人に改めて服務規律の徹底を図っていただくとともに、通勤や公務で自家用車を使用する教職員については、下記のことを確認していただきますようお願いいたします。

なお、不適正な事案があれば、4月中に県教育委員会事務局小中学校課へ報告いただきますようお願いいたします。

記

- 自家用車登録簿の記載内容と自動車運転免許証及び自動車損害賠償責任保険証明書の原本を照らし合わせて、相違がないか確認を行うこと。